

振込依頼人名を変更した「暗号資産交換業者・資金移動業者」への
お振込みについて

平素より新庄信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

昨今、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者へ不正に送金されるケースが増加しております。

当金庫は金融庁・警察庁からの要請を踏まえ、不正送金防止の観点から暗号資産交換業者や資金移動業者へのお振込みに際し、支払口座名義と異なる依頼人名によるお振込みについてはお断りさせていただきます。

また、お振込みを受付する際、お客様が詐欺被害に遭われていないかの確認として、お振込の理由を確認するとともに必要に応じて疎明資料等の提出を求めさせていただく場合がございます。

お客様の大切な財産をお守りするための取組でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【 支払口座名義と振込依頼人名が異なる振込の具体例 】

支払口座名義	振込依頼人名	振込可否
シンジョウ タロウ	シンジョウ タロウ 12345 シンジョウ タロウ *	振込可
	シンジョウ ジロウ シンキン ハナコ SHINJO TAROU	振込不可

* お客様番号を追加した場合

以 上